

研究所 レポート

■ 活動報告

ディスクロージャー基本問題研究会

■ 実務研究

会社法施行後の年次報告書等における傾向分析
－IRツールとしての方向性を探る－

プロネクサス総合研究所
研究所レポート
2007 第2号 目次

はじめに.....	1
ディスクロージャー基本問題研究会 活動報告.....	2
実務研究	
会社法施行後の年次報告書等における傾向分析.....	11
－IRツールとしての方向性を探る－	
トピックス.....	16
研究所の活動状況.....	18

はじめに

2006年10月1日、株式会社プロネクス（旧亜細亜証券印刷株式会社）への社名変更を機に、企業ディスクロージャーに関する基礎研究と実務研究を行うことを目的として開設された当研究所は、2007年4月から本格的な活動を開始いたしました。

2007年3月末、当研究所内に「ディスクロージャー基本問題研究会」を設置し、ディスクロージャーを巡る制度や実務上の諸問題を取り上げて調査研究を行い、知識の蓄積を図るとともに、その成果等を社会に広報または関係諸機関に提言していくことを目指しています。当上半期までに5回の研究会を実施したほか、金融庁及び企業会計基準委員会に対し、公開草案について2件の意見表明を行いました。座長・委員を始めとする関係者の皆様にはご多忙の中、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、研究所開設後の約1年間についての活動報告を中心に、「研究所レポート」第2号を刊行することといたしました。当研究所といたしましては、今後も、セミナーにおける講演内容をはじめ、ディスクロージャーに関する基礎研究及び実務研究に係る活動状況等を、「研究所レポート」として逐次刊行することにしております。

2007年11月

第1回基本問題研究会

日 時 2007年3月29日（木）

議 題 I. 挨拶、自己紹介
II. 審議
(1) 事務局説明
(2) 意見交換

最初に、第1回基本問題研究会の開催にあたり、研究所の母体である当社社長の上野守生より、研究所設立の主旨と、当基本問題研究会の位置付けを含めた挨拶があった。

次いで、黒川座長から研究会設置にあたっての挨拶があり、当研究会の特徴として、「一般事業会社の意見も反映したディスクロージャーに関する提言を目指す」、「マネジメントのための管理会計と財務会計の連動という観点を取り入れる」、「非財務情報も検討テーマとする」等の方向性が示された。また、各委員、顧問より簡単な自己紹介と、当研究会への期待が述べられた。

第2回基本問題研究会

日 時 2007年6月7日（木）

議 題 四半期報告制度等に係る内閣府令（公開草案）について

2007年5月17日に公表された四半期報告制度等に係る内閣府令（公開草案）について、当研究所として意見表明をするため、第2回基本問題研究会が開催された。

審議では、最初に事務局から四半期報告書の開示事項等に関して、半期報告書・米国の様式10-Qとの開示項目比較を含めて概要説明を行ない、続いて各委員からの意見にもとづいて議論が行なわれた。

<審議要旨>

会計学者及び実証研究者の立場から、主に四半期会計基準について、いくつかの論点（株主資本等変動計算書を財務情報から除外した問題や実績主義と簡便処理、四半期特有の会計処理の位置付けの曖昧性等）が指摘されたが、これらは、既に会計基準として確定された段階で

<審議要旨>

先ず事務局から、活動方法を含めた研究会の概要、調査研究事項案について説明を行った。調査研究の対象として提案したものは、①開示制度、会計基準等に関する公開草案への意見表明、②有価証券報告書等における開示情報（特に、非財務情報）に関する調査研究、③XBRL、④ディスクロージャー制度以外の周辺開示情報の事例分析・調査（IR、CSR等）、⑤各委員からの提案事項（開示制度における国際比較と今後の方向性、自治体会計・開示制度、会計基準設定時のデュー・プロセスの現状と課題、等）である。

続いて、調査研究テーマ案について提案者からの補足説明と質疑があり、今後の進め方等についての意見交換が行なわれた。当面、当研究会としては、公開草案への意見書提出のための議論に加え、直ちに成果を求めず今後のための知識の蓄積を図るために様々なテーマについて研究することとし、その過程で深く議論すべき課題が発生すれば、別途、テーマ別委員会を設置して検討していく点で、参加者の意見が一致した。

あり、今後の研究課題として対応することが適当であるとされた。

続いて、四半期報告に係る開示府令及び四半期連結財務諸表規則・四半期財務諸表等規則における開示事項や注記事項について、情報の有用性、規定間の整合性等の観点から多くの提案があり、そのうちのいくつかの項目について意見表明を行なうこととされた。

開示府令案の第四号の三様式（四半期報告書）についての意見要旨は、以下の通り。①第1企業の概況「従業員の状況」については、著しい変動があった場合のみ記載することでよいのではないか。②第2事業の状況「財政状態及び経営成績の分析」については、キャッシュ・フローの状況は四半期累計期間に係る対前年同期との比較分析しかできないので、規定上明確にする必要があるのではないか。③第4提出会社の状況「株価の推移」については、株価把握が容易となった現在の状況に鑑み、削除してもよいのではないか。④第5経理の状況「その他」において記載が求められている配当に関する注記については、他の記載箇所と重複する部分があるので、削

除してもよいのではないか。

四半期連結財務諸表規則案等についての意見要旨は、以下の通り。①パーチェス法を適用した場合の注記については、連結財務諸表規則等と同様に、四半期連結財務諸表規則等においても、パーチェス法を適用した場合の影響の概算額は、監査対象外であることを明確に規定する必要があるのではないか。②流動資産等における一括表示と注記については、区分表示すべき流動資産等が100分の1以下の場合は一括表示することができるとしながら、その内訳を別途注記することとされているが、連結財務諸表規則等と同様に、一括表示の認められている場合には内訳の注記を求めないこととするのが適当ではないか。③たな卸資産を商品、製品、半製品、原材料、仕掛品に区分表示することについては、連結財務諸表規則等と同様に一括表示とすることでよいのではないか。

第3回基本問題研究会

日 時 2007年6月13日（水）

議 題 I. 四半期報告制度等に係る内閣府令（公開草案）に対する意見表明について
II. 研究報告「開示制度に関する国際比較」
III. 研究報告「リスク情報の開示制度と開示実態」

I. 四半期報告制度等に係る内閣府令（公開草案）に対する意見表明について

第2回基本問題研究会（6月7日）での審議内容を踏まえた意見表明案について討議の上、意見書がとりまとめられた。同意見書は、6月14日（木）に金融庁に提出された。

<審議要旨>

①「たな卸資産」を「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品」に区分表示することについては、第2回基本問題研究会における意見に加え、連結財務諸表におけるたな卸資産の表示区分を細分化すると子会社が親会社に販売した製品が、親会社で部品（原材料）として計上され、原材料と製品の組替の必要が生じる場合等が考えられるため慎重な検討が必要である、との意見表明をすることとされた。

④株主資本等に関する注記事項については、開示府令における記載内容と重複する部分があるため、規定間の整合性を図る必要があるのではないか。

また、内部統制報告府令案については、新規上場会社が初めて提出する内部統制報告書の時期について、また、米国式連結財務諸表提出会社の内部統制監査についての解釈上の疑問点が提示され、確認事項として意見書に記載することとされた。

当研究会での審議をもとに意見書案を事務局で作成し、各委員、顧問の確認を得た上で金融庁に提出することとされた。

なお、意見書の提出とは別に、当日の議論の中で開示制度上の問題点がいくつか指摘され、また、国際比較等の観点からも、こうした問題についてさらに議論を深める必要があるとの意見があった。

②「一株当たり四半期純損益金額等の注記」については、株式併合等が当四半期累計期間中に行なわれた場合には、比較可能性を高める観点から、株式併合等が行なわれない四半期会計期間においても、当該株式併合等の影響を反映した前連結会計年度等の一株当たり四半期純損益金額等を注記することが適当ではないかとの意見を追加して表明することとされた。

II. 研究報告「開示制度に関する国際比較」

報告者：金子裕子

（委員、新日本監査法人・公認会計士）

<報告要旨>

金子委員よりIOSCO（証券監督者国際機構）が公表している開示基準・原則を中心に、開示に関する基本的な考え方の国際比較について報告があった。特に発行開示における持分証券と債務証券の考え方の相違点及び発行開示と継続開示について各国の考え方の相違点が述べられた。（開示項目の国際比較表7～10頁参照）

開示すべき内容に関する考え方は、日米と欧州では異なっている。欧州では持分証券では発行会社に関する情報が求められるが、債務証券の場合には関心は支払い能力にあるため、発行会社に関する情報には重点は置かれていない。

また、日米では定期開示において非財務情報を含む豊富な情報が開示されているため、発行開示において定期

開示を引用する参照方式が導入されている。一方、欧州は、臨時開示（重要な出来事の開示）が重要な役割を果たしており、定期開示は財務情報の開示が中心である。例えばEUの透明性指令における定期開示は、基本的には監査済みの財務諸表とマネジメント・リポート（MD & Aに類似のもの）等であり、その他の株価に影響を与える重要事実は臨時開示により明らかにされる。

今後、開示制度の分野でも同索性評価が問題になると考えられ、日本の開示制度と国際的な基準との整合も考えなければならない。欧州諸国は国数が多いこともあり、発言力が強くなっていることから、国際基準とは米国基準だけではないことを認識しておく必要があること、また、開示制度の同索性評価には開示項目だけではなく、開示のタイミング、開示の公平性確保のための方策等、開示制度全般を考えていく必要性もあることが報告された。

<審議要旨>

審議では、欧州と日米との違いについて、様々な視点からの質問がなされた。両者の違いには欧州のファイナンスが銀行中心、米国のファイナンスは資本市場中心という歴史的背景が影響しているのでは、との指摘があった。

また、臨時開示と定期開示の重要性認識に関連して、アナリストはどういう視点でそれらの情報を見ているのかとの疑問に対し、「問題は利用者側の話ではなく、その情報に“信用があるかどうか”と“合理的であるかどうか”である。欧州では、発行開示における非財務情報は監査やデューデリジェンスも受けていないので信用しがたい面もあるのではないかな。また、変更点もない非財務情報を定期開示しても合理的ではないという認識があり、非財務情報は臨時開示の対象になっているのではないかな。」との説明があった。

Ⅲ. 研究報告「リスク情報の開示制度と開示実態」

報告者：佐瀬あかね（プロネクサス総合研究所）
首藤昭信（委員、専修大学）

<報告要旨>

佐瀬主任研究員より、「リスク情報の開示制度の内容」「日本における開示事例（不祥事企業・継続企業の前提注記企業・監理ポスト移行企業）」について報告があった。日本では、旧証券取引法（現金融商品取引法）

上の開示書類については、内閣府令及びガイドラインにおいて、想定される代表的なリスク項目が記載例として列記されており、問題の発生した企業の開示事例では、開示ルールに則った列記形式での記載が中心であり、分析的記述はあまり見られなかった。

続いて、首藤委員より、米国でのリスク情報開示事例として、アマゾンドットコム社等の事例を取り上げた実証研究の論文（2003. 首藤）を基に、「リスク情報の開示と有用性」について報告があった。アメリカにおけるリスク情報開示については、「①開示形式に関する厳格な規定がない。②定量的情報ではなく、記述を用いた定性的情報が要求されている。③経営者による予測情報の開示が奨励されている。④監査は求められていない。」といった特徴がある。開示情報の有用性という点では、MD & Aにおける将来予測情報は短期の将来業績と強い関連を持つ、という実証研究の結果がいくつか出ており、既存の研究に依拠すれば、リスク情報を含むMD & Aの情報は、「投資家の意思決定に有用な情報を提供する」という本来の目的を果たしているように見える。

米国との比較を考慮した、日本の開示制度における今後の課題としては、「開示形式の多様性がもたらすコストとベネフィットの問題をどうとらえるか。将来予測情報の開示に関する米国との規制・訴訟関係の相違を、今後、外国人投資家なども増えてくる過程で考慮に入れるべきではないか。」などの報告があった。

<審議要旨>

審議においては、今後の検討課題として「記載されたリスク情報が何年先を想定したものなのかというスパンの問題を探る」、「不祥事等を起こした問題企業と同業他社のリスク情報を比較して、リスク情報の効果を測る」等の切り口の提案があった。また、何が起きたかという過去情報は、本来リスク情報に書くべきものなのかとの疑問提示があり、「不祥事企業等が問題をおこす前に、どのようなリスク情報を開示していたかが問題なのではないか」との指摘があった。

第4回基本問題研究会

日 時 2007年8月2日（木）

議 題 「過年度遡及修正に関する論点の整理」
（公開草案）について

2007年7月9日に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された「過年度遡及修正に関する論点の整理」（公開草案）について、市川育義氏（公認会計士）による説明を受け、意見交換が行なわれた。

<審議要旨>

複数の委員より「『過年度遡及修正』という名称や『論点の整理』の文章を読むと『過年度決算の修正を要求されているのではないか』という誤解を招く危険性がある」という指摘があった。その点については、「『前期の決算数値そのものの修正』というのではなく、『当

第5回基本問題研究会

日 時 2007年9月21日（金）

議 事 「過年度遡及修正に関する論点の整理」
（公開草案）に対する意見表明について

第4回基本問題研究会（8月2日）での審議内容を反映した意見書案について討議の上、意見書がとりまとめられた。同意見書は、9月26日（水）に企業会計基準委員会（ASBJ）に提出された。

<審議要旨>

「過年度遡及修正」に関する会計基準は、ディスクロージャー制度に大きな影響を及ぼすテーマであり、このため意見書の最初に、「開示・監査制度との関係について十分な議論が必要不可欠」であるとの一文を入れることとされた。意見書要旨は、以下の通り。

1. 用語の定義：①我が国の「会計方針」の定義には、国際的な会計基準と異なり、表示方法が含まれており、「会計方針の変更」に対する日本基準を変更しないままに、過年度遡及修正の会計基準の中での対応を図るのではなく、「会計方針の変更」自体を国際的コンバージェンスの対象とする必要があるのではないか。②誤謬の場合についても、過年度の財務諸表を修正す

期との比較可能性を高めるための情報提供』を求めるというのが基本的な考えである。」との説明があった。それに絡み、「過年度遡及修正に関する会計基準」という名称より「前年度以前の財務情報の表示方法に関する会計基準」という名称にした方が当基準に対する誤解が少なくなるのではないかという意見があった。また、「論点の整理」内で使用されている定義が曖昧であるという指摘や、「論点の整理」において「会計方針の変更」と「誤謬」との取扱いが並列的に記載されているのは問題があるのではないかと意見もあった。

議論の結果、当研究所として当該「論点の整理」についてASBJに対し意見表明を行なうこととされ、このため当日の議論の内容も踏まえて各委員より意見を求め、それを意見書案として事務局でとりまとめた上、次回研究会で審議することとされた。

るのか、発見時に修正するのかについて明確にする必要があるのではないかと。③「過年度遡及修正」という用語について、誤解を招かないような用語及び標題（名称）を検討する必要があるのではないかと。

2. 論点1「財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを定める必要性」：①遡及修正後の過年度財務諸表の位置付けが、当期財務諸表との比較情報としての開示であるならば、遡及修正とは既に終了した過年度の財務報告のやり直しを意味するものではない旨を明記しておく必要があるのではないかと。②過年度遡及修正が必要である理由が比較可能性の向上である点に異論はないが、今後の議論を進めるためには、比較可能性を評価する基準が明確化されていることが必要なのではないかと。
3. 論点2「個別財務諸表における過年度遡及修正の適用上の論点」：個別財務諸表については、簡便な開示を行う方法も考えられるのではないかと。また、金融商品取引法の開示において、過年度の個別財務諸表の修正開示の必要性については十分検討すべきではないかと。
4. 論点3・4「会計方針の変更及び表示方法の変更に係る過年度遡及修正」：段階利益間の変更を会計方針の変更とする取扱いについても検討する必要があるのではないかと。
5. 論点5「会計上の見積りの変更に係る取扱い」：会計上の見積りの変更について、過年度遡及修正を行な

わない方向で検討することに異論はないが、コンバー
ジェンスの必要性のために、減価償却方法の変更を見
積りの変更とするのは、固定資産と費用配分原則の本
質論に関する議論を簡略化し、結論を急ぎすぎている
のではないかと。また、論点5の背景にあると思われる、
財務情報の意思決定有用性に関する概念的な議論も、
盛り込むべきではないかと。

6. 論点7「誤謬に係る過年度遡及修正」：議論におけ

る混乱を避けるためには、性質の異なる「会計方針の
変更等」と「誤謬」を明確に分けた方が良いのではな
いか。また、誤謬についての明確な定義と判別基準を
設ける必要があるのではないかと。

7. その他：「その他実務上の論点」として、遡及修正
を行なった財務諸表に対する監査に関する検討事項や、
遡及修正を行なった前期繰越残高の取扱いに関する検
討事項についても、意見を表明することとされた。

ディスクロージャー基本問題研究会について

<目的>

本研究会は、ディスクロージャーを巡る諸問題・論点に対処するために常設の調査研究の場として設置し、当研究所
の知識の蓄積を図るとともに、その成果等を必要に応じて広報又は提言して行く。

なお、公開草案については、必要と思われるテーマに対し、当研究所としての意見表明を行なう。

<メンバー> (2007年11月)

座 長	黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授、当研究所顧問
委 員	阿部 光成	監査法人トーマツ、公認会計士
委 員	上田 晋一	成城大学経済学部准教授
委 員	大塚 成男	千葉大学法経学部教授
委 員	金子 裕子	新日本監査法人、公認会計士
委 員	小林 伸行	常磐大学国際学部准教授
委 員	首藤 昭信	専修大学商学部准教授
委 員	松田 嘉弘	日本板硝子株式会社コーポレート経理部主計グループ次長
顧 問	川村 義則	早稲田大学商学大学院准教授
顧 問	小宮山 賢	あずさ監査法人、代表社員
顧 問	多賀谷 充	青山学院大学大学院教授

研究所事務局

(注) 委員、顧問の氏名は50音順。

(参考) 開示項目の国際比較

(1) 発行開示

【有価証券届出書（第二号様式）】	【米国・登録届出書（FORM S-1）】
第一部 証券情報 第1 募集要項 第2 売出要項 第3 その他の記載事項 第二部 企業情報 第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 2. 沿革 3. 事業の内容 4. 関係会社の状況 5. 従業員の状況 第2 事業の状況 1. 業績等の概要 2. 生産、受注及び販売の状況 3. 対処すべき課題 4. 事業等のリスク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研究開発活動 7. 財政状態及び経営成績の分析 第3 設備の状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備の状況 3. 設備の新設、除去等の計画 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 2. 財務諸表等 第6 提出会社の株式事務の概要 第7 提出会社の参考情報	PART I（目論見書に含まれる事項） Item1. 届出書の最前部及び目論見書のおもて表紙の外側 Item2. 目論見書のおもて表紙の内側及びうら表紙の外側 Item3. 要約情報、リスク要因及び固定費用に対する利益の比率 Item4. 資金の使途 Item5. 募集価格の決定 Item6. 希薄化 Item7. 販売する有価証券の所有者 Item8. 販売計画 Item9. 登録する証券の内容 Item10. 専門家及び弁護士との利害関係 Item11. 登録会社に関する情報 (a) 営業の記述 (b) 資産の記述 (c) 訴訟手続 (d) 登録会社の普通株式の株価及び配当金、関連する株主事項 (e) 財務諸表 (f) 財務資料の抜粋 (g) 補足的財務情報 (h) 経営者による財務状態及び経営成績の討議及び分析 (i) 会計士の変更及び会計・財務内容開示についての会計士との意見の不一致 (j) 市場リスクについての質的・量的開示 (k) 取締役及び役員 (l) 取締役及び役員の報酬並びにコーポレート・ガバナンス (m) 特定の実質所有者及び経営者の証券所有状況 (n) 関係者及び支配者との取引並びにコーポレート・ガバナンス Item11A. 重要な変化 Item12. 参照による特定情報の組込み Item12A. 証券法の責任の免責に関するSECの立場の開示
第三部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 第2 保証会社以外の会社の情報 第3 指数等の情報 第四部 特別情報 第1 最近の財務諸表 第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類	PART II（目論見書に含まれない事項） Item13. 発行及び販売のためのその他費用 Item14. 取締役及び役員の免責 Item15. 登録されていない証券の最近の発行 Item16. 添付書類及び付属明細表 Item17. 引受け

【E U 目論見書指令】

1. 要約
 - A. 役員、上級経営者、顧問及び監査人
 - B. 募集の数値及び予定計画
 - C. 選択された財務情報に関する重要な情報
 - D. 会社情報
 - E. 経営及び財務の評価及び見通し
 - F. 役員、上級経営者及び従業員
 - G. 主要株主及び関連当事者との取引
 - H. 財務情報
 - I. 募集及び取引許可の詳細
 - J. 追加的情報
2. 役員、上級経営者、顧問及び監査人
3. 募集の数値及び予定計画
 - A. 募集の数値
 - B. 方法及び予定計画
4. 重要な情報
 - A. 選択された財務情報
 - B. 資本構成及び債務
 - C. 募集の理由及び手取金の使途
 - D. リスク要因
5. 会社情報
 - A. 会社の歴史及び発展
 - B. 事業の概況
 - C. 組織構造
 - D. 設備の状況
6. 経営及び財務の評価及び見通し
 - A. 経営成績
 - B. 流動性及び資本源泉
 - C. 研究開発、特許権及び免許等
 - D. トレンド情報
7. 役員、上級経営者及び従業員
 - A. 役員及び上級経営者
 - B. 報酬
 - C. 経営の構造
 - D. 従業員
 - E. 株式保有
8. 主要株主及び関連当事者との取引
 - A. 主要株主
 - B. 関連当事者との取引
 - C. 専門家及び顧問の利害関係
9. 財務情報
 - A. 連結財務諸表及びその他の財務情報
 - B. 重要な変更
10. 募集及び取引許可の詳細
 - A. 募集及び取引許可
 - B. 引受計画
 - C. 市場
 - D. 売出しに係る証券保有者
 - E. 希薄化（持分証券のみ）
 - F. 発行費用
11. 追加的情報
 - A. 株主資本
 - B. 定款
 - C. 重要な契約
 - D. 外国為替管理
 - E. 税金
 - F. 配当及び支払代理人
 - G. 専門家による陳述書
 - H. 縦覧に供する文書
 - I. 子会社情報

【国際開示基準：持分証券】

- I. 役員、上級経営者及び顧問
 - A. 役員及び上級経営者
 - B. 顧問
 - C. 監査人
- II. 募集の数値及び予定計画
 - A. 募集の数値
 - B. 方法及び予定計画
- III. 重要な情報
 - A. 選択された財務情報
 - B. 資本構成及び債務
 - C. 募集の理由及び手取金の使途
 - D. リスク要因
- IV. 会社情報
 - A. 会社の歴史及び発展
 - B. 事業の概況
 - C. 組織構造
 - D. 設備の状況
- V. 経営及び財務の評価及び見通し
 - A. 経営成績
 - B. 流動性及び資本源泉
 - C. 研究開発、特許権及び免許等
 - D. トレンド情報
- VI. 役員、上級経営者及び従業員
 - A. 役員及び上級経営者
 - B. 報酬
 - C. 経営の構造
 - D. 従業員
 - E. 株式保有
- VII. 主要株主及び関連当事者との取引
 - A. 主要株主
 - B. 関連当事者との取引
 - C. 専門家及び顧問の利害関係
- VIII. 財務情報
 - A. 連結財務諸表及びその他の財務情報
 - B. 重要な変更
- IX. 募集及び上場
 - A. 募集及び上場の詳細
 - B. 引受計画
 - C. 市場
 - D. 売出しに係る証券保有者
 - E. 希薄化
 - F. 発行費用
- X. 追加的情報
 - A. 株主資本
 - B. 定款
 - C. 重要な契約
 - D. 外国為替管理
 - E. 税金
 - F. 配当及び支払代理人
 - G. 専門家による陳述書
 - H. 縦覧に供する文書
 - I. 子会社情報

(備考)

1. E U 目論見書指令
E U 域内における証券公募又は上場を行う発行者に対し、原則として目論見書の公表を義務付けるもの。2003年12月31日に発効し、2005年7月1日に施行。
2. 国際開示基準：持分証券
証券監督者国際機構（IOSCO）により1998年9月公表された国際開示基準は、外国発行体が株式について資金調達を目的としてクロスボーダーの公開の募集・売出し及び上場を行なう場合における、財務諸表以外の開示要件を定めるものであり、目論見書、募集・上場の書類や登録届出書に使用されることを意図したもの。
3. 国際開示原則：債務証券
証券監督者国際機構（IOSCO）により2007年3月公表された国際開示原則は、外国発行体が債務証券（普通社債）についてクロスボーダーの公開の募集・売出し及び上場を行う場合における、財務諸表以外の開示要件を定めるもの。持分証券を取扱った開示基準と異なり、原則ベースのアプローチを採用。

【国際開示原則：債務証券】

序文

定義された言葉の用語集

I. 書類に責任を有する当事者の特定

- A. 取締役及び上級経営者
- B. アドバイザー又は他の関係者
- C. 監査人

II. 債務証券の説明

- A. 債務証券の経済的条件
- B. 債務証券の発行に関する特約
- C. 保証
- D. 担保権
- E. 権利の劣後
- F. 債務不履行
- G. 支払不能となった場合の帰結
- H. 債務証券保有者の代理
- I. 債務証券保有者の会合
- J. 条件の変更
- K. 支払い代理人
- L. 信用格付け
- M. 適用法令

III. リスク要因

IV. 市場

- A. 取引市場の特定
- B. 流動性を提供する事業体

V. 公募についての情報

- A. 募集の数字
- B. 価格
- C. 方法及び予定のタイムテーブル
- D. 引受業務
- E. 対象とされる投資家
- F. 発行費用
- G. 募集の理由と手取金の使途
- H. 証券の保有者による再販売

VI. 税金

VII. 選択された財務情報

- A. 選択された財務データ
- B. 資本と負債

VIII. 発行者についての情報

- A. 発行者についての一般的情報
- B. 発行者の歴史と発展
- C. 法的手続き
- D. 事業の概観
- E. グループの構造
- F. 有形固定資産
- G. 特許権、ライセンス又は契約
- H. 研究開発

IX. 経営及び財務の評価及び見通し

- A. 経営成績
- B. 流動性及び資本源泉
- C. トレンド情報
- D. オフバランスシート契約
- E. 重要な会計上の見積り

X. 取締役、上級経営者及び従業員

- A. 取締役会及び上級経営者
- B. 報酬
- C. 取締役会の実践
- D. 従業員
- E. 株式所有者

XI. 主要な株主及び関連当事者間取引

- A. 主要な株主
- B. 関連当事者間取引

XII. 専門家及びコンサルタントとの利害

XIII. 財務情報

- A. 連結財務諸表及びその他の財務情報
- B. 重要な変更

XIV. 追加的な情報

- A. 定款
- B. 重要な契約
- C. 為替管理
- D. 専門家による表明

(2) 継続開示

- ① 継続（臨時）開示
- ② 定期開示

【定期開示】

【有価証券報告書(第三号様式)】	【米国・年次報告書(FORM 10-K)】	【E U 透明性指令】
第一部 企業情報 第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 2. 沿革 3. 事業の内容 4. 関係会社の状況 5. 従業員の状況 第2 事業の状況 1. 業績等の概要 2. 生産、受注及び販売の状況 3. 対処すべき課題 4. 事業等のリスク 5. 経営上の重要な契約等 6. 研究開発活動 7. 財務状態及び経営成績の分析 第3 設備の状況 1. 設備投資等の概要 2. 主要な設備状況 3. 設備の新設、除去等の計画 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 2. 自己株式の取得等の状況 3. 配当政策 4. 株価の推移 5. 役員の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 2. 財務諸表等 第6 提出会社の株式事務の概要 第7 提出会社の参考情報 第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 第2 保証会社以外の会社の情報 第3 指数等の情報	PART I Item1. 営業の記述 Item1 A. リスク要因 Item1 B. 解決されていないスタッフコメント Item2. 資産の記述 Item3. 訴訟手続 Item4. 株主総会の決議に関する事項 PART II Item5. 登録会社の普通株式の株価、配当金、関連する株主事項及び持分証券の発行者の購入 Item6. 財務資料の抜粋 Item7. 経営者による財務状態及び経営成績の討議及び分析 Item7 A. 市場リスクについての質的・量的開示 Item8. 財務諸表及び補足的財務情報 Item9. 会計士の変更及び会計・財務内容開示についての会計士との意見の不一致 Item9 A. 統制及び手続 Item9 B. その他の情報 PART III Item10. 取締役、役員及びコーポレートガバナンス Item11. 取締役及び役員の報酬 Item12. 特定の実質所有者及び経営者の証券所有及び関連する株主に関する事項 Item13. 一定の利害関係及び関連取引並びに独立取締役 Item14. 主な会計関連報酬の額及びサービス内容 PART IV Item15. 添付書類、財務諸表の附属明細票	1. 監査済財務諸表 2. マネージメント・リポート 3. 財務諸表及びマネージメント・リポートについての責任者の言明

会社法施行後の年次報告書等における傾向分析

－IRツールとしての方向性を探る－

当研究所では、2006年5月の会社法施行以後の約1年間に、上場企業が発行した年次報告書、中間報告書の掲載主要項目について、集計データを取りまとめた。

昨年の会社法施行により、株主向けの法定開示書類において開示内容の一層の充実が要求されることになった。今回の集計結果により、企業が個人株主・投資家向けに自主的に発行する年次報告書（旧事業報告書）、中間報告書（旧中間事業報告書）においても、上場企業が開示内容を充実させる傾向を強めていることが判明した。

調査の概要

今回の集計調査対象は、当社の顧客上場企業が2006年5月から2007年3月の間に迎えた決算・中間決算の事業年度について作成した年次報告書、中間報告書を中心としており、集計総数は2,411件（年次報告書1,461件、中間報告書950件）である。

調査項目は、1. 会社法関連：会社法及び会社法施行に伴う会計基準等の変更の影響が見られる項目、2. 財務関係データページ：財務ハイライト等の、財務情報のデータページに記載されている項目、3. 企画ページ：1や2に属さない、IRツールとしての構成要素に関する項目、4. 仕様：印刷物としての基本仕様に関する項目、である。

対象企業を市場別に見ると、年次報告書の38.4%（561件）、中間報告書の48.8%（464件）が1部上場であり、次がジャスダック上場（年次報告書の32.6%：476件、中間報告書の27.5%：261件）となっている。

（注1）

また、業種は多岐にわたるが、上位5位が年次報告書の場合は「①卸売業、②サービス業、③小売業、④情報・通信業、⑤電気機器」であり、中間報告書の場合も多少の順位変動はあるが、内訳は同様である。（注2）

（注1）「1部上場」には東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所の各市場第1部上場の合計をカウントしている。

（注2）業種分類は、東京証券取引所による分類を使用している。

調査結果

1. 会社法関連

1) タイトル表記

企業担当者の方々からの問合せが多いタイトル表記については、会社法施行後約1年を経て、旧商法下では多数を占めていた「事業報告書」「中間事業報告書」との表記が激減している。変更後は「報告書」「中間報告書」が多いものの、オリジナルのタイトルや複数タイトル併記の事例も増え、各社の工夫が感じられる。

会社法施行により、従来「営業報告書」と呼ばれていた報告事項部分の名称が「事業報告」となったことから、区別を付ける意味でもタイトルの見直しが徐々に行なわれてきている。その表記の見直しが、年次報告書等のIRツールとしての位置付けを企業に再認識させた面があるものと思われる。表記の詳細分類は、以下の通りである。

○年次報告書

タイトル	件 数
報告書	489
事業報告書	223
年次報告書	213
株主通信	178
オリジナルのタイトル ※1	99
Business Report（片仮名表記を含む）	61
〇〇のご報告 ※2	58
株主（・投資家）の皆様（みなさま）へ	56
期末報告書	14
その他 ※3	70
合 計	1,461

※1 100%オリジナルのタイトルでなくとも、「社名」を含むタイトル表記は原則として「オリジナルのタイトル」に分類した。

※2 「〇〇のご報告」の〇〇には、「事業」「営業」「業績」「第〇期」等の文字が入る。

※3 「その他」には、「決算報告書」「IR Report」「Financial Report」等が含まれる。

○中間報告書

タイトル	件 数
中間報告書	433
中間事業報告書	217
オリジナルのタイトル ※1	93
(中間)株主通信	83
〇〇Report (レポート) ※2	52
株主の皆様 (みなさま) へ	30
その他 ※3	42
合 計	950

- ※1 100%オリジナルのタイトルでなくとも、「社名」を含むタイトル表記は原則として「オリジナルのタイトル」に分類した。
- ※2 「〇〇Report (レポート)」の〇〇には、「Business」「Financial」「Interim」等の文字が入る。(片仮名表記を含む)
- ※3 「その他」には、「中間事業報告」「中間決算のお知らせ」「中間期事業のご報告」「Investor's Guide」等が含まれる。

2) 財務情報関連項目

会社法施行後は会計基準等についても様々な変更があったが、年次報告書等では、それらの変更を積極的に取り入れている。今回新設された計算書類である「株主資本等変動計算書」は、年次報告書の96.5% (1,410件)、中間報告書の91.1% (865件) に掲載されている。また、会社法や会計基準等の変更についての注釈を、約半数が掲載しており、個人株主・投資家へ法制上の変更・改正点も伝えようとする姿勢が表れている。

○会社法及び会計基準等の変更に関する注釈

(単位：件)			
注釈の有無と内容	年次報告書		中間報告書
注釈なし	649		555
注釈あり	812		395
(内容) 変動計算書について	(578)		(327)
純資産の部の表示に関する変更	(463)		(274)
未処分利益の計算区分廃止について	(63)		(78)
自己資本比率関係	(10)		(6)
合 計	1,461		950

(注) 「注釈あり」の内容については複数カウントとなるため、内訳数字の合算は合計数と一致していない。

会社法施行以後の変更点について何らかの注釈を記載している事例は、年次報告書では55.6% (812件) と過半数を超えている。中間報告書では、注釈のある事例が41.6% (395件) であるが、今回の集計対象期間の後半

○株主資本等変動計算書

(単位：件)

体裁	年次報告書	中間報告書
すべて横組み	965	637
株主資本とそれ以外で2分割	407	202
掲載なし	51	85
その他	38	26
合 計	1,461	950

横組み (横一列に項目を並べる形) の体裁が基本とされた株主資本等変動計算書については、上記集計結果に見られるように、年次報告書等に掲載される場合には、いくつかのパターンがある。

主として株主に帰属する資本が、1年間どのような理由で、どのような変動をしたかについてわかりやすく報告するという主旨に則り、横組みの体裁を取っている事例が最も多く、年次報告書の66.1%、中間報告書の67.1%がこの体裁である。

上記の表中の「その他」には、金融庁のコメントで「差し支えない」とされた“株主資本とそれ以外”という2分割ではなく、株主資本の途中で2分割や3分割しているものや縦組みが含まれる。なお、連結と単体で体裁の異なる場合は、連結の体裁をカウントしている。

には、会社法施行後2年目の事業年度における中間報告書が含まれることを勘案すると、決して低い数字ではないものと思われる。

注釈の内訳で最も多いのが新設された「株主資本等変

動計算書」についてであり、前述した横組みの体裁の場合には、文章による説明だけではなく、貸借対照表の純資産の部との関係性等を図解や矢印表示を使って解説している事例も見られるなどIRツールとしては有効な手法と言える。

次に続くのが、純資産の部の表示に関する変更（資本の部の廃止と、純資産の部の新設）についての注釈である。年次報告書等では財務情報を単年度ではなく、2期以上比較掲載するのが一般的となっているため、項目の違いが明らかな純資産の部に関する注釈を記載する事例も多くなっているものと思われる。また、会社法施行後の初年度が過ぎた後も、3～5期程度を記載することが多い財務ハイライトページには、異なる会計基準等により算出された数字が数年は掲載されるため、注釈文を継続的に入れる会社もあるものと思われる。

3) その他

2007年の2月決算会社（5月総会）から、1年間の経過措置として「事業報告」（旧「営業報告書」）への記載が免除されていた、内部統制制度に関する取締役会決議の概要が会社法上必須開示項目となった。年次報告書等においては、同制度に関する記述は総数としてはまだ少ない（年次報告書の11.6%：170件、中間報告書の2.7%：26件）が、コーポレート・ガバナンスと併せて2、3ページを割いて説明している事例もある。企業の説明責任意識の高まりから、今後掲載比率が増えることも考えられる。

○内部統制制度に関する記載

(単位：件)

記載の有無と記載方法	年次報告書	中間報告書
記載なし	1,291	924
記載あり	170	26
(方法)		
単独記載	(152)	(16)
コーポレート・ガバナンスと併載	(18)	(10)
合 計	1,461	950

2. 財務関係データページ

1) 財務情報の掲載方法

主に個人株主・投資家向けIRツールと位置付けられる年次報告書等の構成要素として、計算書類をはじめとす

る財務情報は重要度の高いものである。法定開示書類と異なり、開示項目等が規定されているわけではないため、その内容は一律ではないが、読む側の理解を助ける開示方法の工夫が様々に見られる。

・連結、単体の開示

年次報告書等は法定開示書類と異なり、単体での情報開示を併せて求められているわけではないが、実際には殆どの企業が両方を開示している。ページ構成の比重は連結情報が中心であるものの、連結計算書類作成会社の発行した年次報告書の89.5%（1,067件／1,192件）、同中間報告書の90.1%（719件／798件）が、連結・単体の財務情報を共に開示している。

・財務数値の解説コメント

最近では、計算書類を単に掲載するだけではなく、それらの数値についてポイント解説を加える事例も増えている。年次報告書の23.3%（340件）、中間報告書の22.8%（217件）にコメントの記載がある。この種のコメントは、財務数値に対する企業側の分析を端的に伝えることとなり、単に数字だけを掲載している事例よりも有用性を高めようとする姿勢が表れている。

・財務ハイライトの記載比率

表やグラフを使って経営成績の推移を説明する「財務ハイライト」を記載したページは、年次報告書の90.6%（1,323件）、中間報告書の71.9%（683件）に見られる。計算書類や事業の概況における営業成績を読む際の理解の助けとなるように、一覧性の高い開示方法を多くの企業が選んでいると解釈できる。

2) 財務ハイライトの掲載情報

財務ハイライトに記載される財務数値としては売上高、当期（中間）純利益、経常利益が他の項目を引き離してトップ3となっており、損益計算書の中の数値が中心に使われている。なお、財務指標としては、株主を主な開示対象とする所以か、自己資本比率を掲載している事例が最も多い。

各数値、指標の上位5位は次頁の通りである。

○財務ハイライト記載の主な基本数値（上位５位）

（単位：件）

内 容	年次報告書	中間報告書
売上高	1,294	659
当期（中間）純利益	1,244	621
経常利益	1,200	624
総資産	927	391
純資産	884	378
合 計		

○財務ハイライト記載の主な財務指標（上位５位）

（単位：件）

内 容	年次報告書	中間報告書
自己資本比率	236	117
自己資本当期純利益率（ROE）	188	56
使用総資本当期純利益率（ROA）	81	27
売上高経常利益率	76	19
売上高営業利益率	42	27
合 計		

（注）上記の、財務ハイライト記載の基本数値・財務指標に関する内訳合計は、複数カウントとなるため、合計数は記載していない。

3. 企画ページ

ページ構成では、IR活動の責任者である代表者のメッセージやインタビューから始まる事例が最も多い。年次報告書の49.4%（722件）、中間報告書の59.3%（563件）がこのパターンである。IRは経営者の役割である、との認識が表れているとも言える。

次いで当該期の事業概況関係、経営理念、財務ハイライト、事業紹介関係、と続く。この集計の中には、招集

通知添付書類（提供書面）の内容をほぼ流用した形式の年次報告書が含まれるため、「事業概況」（添付書類内で「企業集団の現況に関する事項」等のタイトルで記述される部分）の順位が高くなっている。流用形式における事業概況の掲載件数を差し引くと、代表者メッセージ→経営理念→財務ハイライト→事業紹介関係→事業概況関係という順位になり、株主や投資家の関心が高いと言われる項目が上位になっている。

○本文の最初のページに何を記載しているか

（単位：件）

内 容	年次報告書	中間報告書
代表者メッセージ、インタビュー	722	563
事業概況関係（事業概況、事業方針等）	230	71
経営理念	188	109
財務ハイライト	161	120
事業紹介関係（プロフィール等）	144	65
目次のみ	64	44
その他	167	25
合 計		

（注） 1. 社長あいさつと経営理念をほぼ同じ比重で掲載しているような場合には、それぞれ1件とカウントしている。（ただし、社長あいさつの下に小さく目次が入るレイアウトの場合などは、メインコンテンツの「社長あいさつ」だけ1件とカウントしている。）従って、集計対象件数と内訳合計が一致しないため、上記の集計表には合計数を記載していない。
2. 「その他」には、「グループ会社紹介」「ロゴマーク説明」「店舗写真」等が含まれる。

また、企画ページの掲載項目として最近、増加傾向にあるのは、ウェブサイトの紹介、株主アンケート関係、株主優待制度案内、などである。

今や、企業のIR活動にとって、ウェブは欠くことのできない情報発信手段となっている。単なるアドレスの掲載ではなく、画像を含めて自社のホームページやIRサイトを紹介しているもの、または画像はなくても少なからず紹介文を記載しているものを「掲載あり」として集計したところ、年次報告書の36.4%（532件）、中間報告書の33.8%（321件）に掲載されている。特にIRサイトをリニューアルした際などの告知ツールとして、株主の手元に確実に届く年次報告書等は有効だと言える。また、IR情報配信サービスを行っている場合には、登録のご案内をサイト上だけではなく、年次報告書等の紙面上で告知している事例もある。

また、個人株主の意識調査を兼ねて株主アンケートを実施し、より効果的なIR活動に役立てようとする会社も増えているが、そのアンケートの告知や結果報告を行なう媒体としても、年次報告書等は活用度が高い。年次報告書の16.6%（242件）、中間報告書の18.1%（172件）に、株主アンケートに関連する記載がある。

その他、個人株主対策として有効とされる株主優待制度に関する案内文については、年次報告書の17.7%（258件）、中間報告書の15.1%（143件）に掲載されている。「株式の状況」等のページに、囲み記事のような体裁で紹介している事例が多いが、株主優待制度を新設・変更した場合には、スペースを多く割いて写真も大きく扱い、株主の注意を引くレイアウトにするなどの工夫が見られる。

4. 仕様

年次報告書等は国内定型郵便のサイズを勘案して制作されることが多く、中心的な仕様は、二つ折りで定型郵便用封筒に入る、縦横とも200mm前後のサイズである。今回集計では、年次報告書の91.6%（1,339件）、中間報告書の85.3%（810件）がこのサイズである。色数は年次報告書の74.7%（1,091件）、中間報告書の71.9%（683件）が4色刷りのカラーとなっている。

ページ数は12～20ページが8割超（年次報告書81.0%：1,184件、中間報告書81.4%：773件）となっている。最多は年次報告書が16ページ、中間報告書が12ページである。

また、環境意識の高まりからエコ対応の用紙、インキを使用する企業も増えている。年次報告書、中間報告書とも約半数が環境に配慮した再生紙・森林紙や大豆インキを使用した旨を、印刷物に表示している。

おわりに

以上の結果に見られるように、株主・投資家重視の考えを根底に置く今回の会社法施行と会計基準等の変更は、企業が株主・投資家への開示内容を充実させようとする姿勢を後押ししたようだ。

株主・投資家側にも、企業に積極的な情報開示を求める傾向が強まっており、情報開示に消極的な企業は、今後、徐々に市場から取り残されてしまう可能性が高まっていくのではないと思われる。

四半期報告をテーマに、第30回ディスクロージャー研究会議を開催。

去る2007年8月24日（金）、虎ノ門パストラル「鳳凰の間」において、日本経営分析学会ディスクロージャー研究会議・日本経営ディスクロージャー研究学会・プロネクス総合研究所の3団体協賛の下に第30回ディスクロージャー研究会議が開催され、当研究所が事務局を務めた。

『金融商品取引法における四半期報告への対応』をテーマに、講師には公認会計士であり、前金融庁企業開示課企業会計専門官でもある新日本監査法人の金子裕子氏をお招きし、2008年4月1日開始事業年度から適用される四半期報告制度についてお話頂いた。（司会は同研究会議代表幹事の慶應義塾大学・黒川行治教授）

今回は30回目という節目にして、企業の方々の関心も高いテーマを取り上げたこともあり、参加者は過去最高の426名を数え、一段の盛り上がりを見せた。以下、その模様を報告する。

講演要旨

はじめに金子氏から、「四半期とは単に決算の回数が増えた、あるいは決算を早期化しなければならないという問題だけではなく、四半期特有の問題が年度にも影響する可能性があり、いろいろ検討しなければならない課題があるのではないかという気がしている。今後実務に落とし込むに当たっては悩む場面が出てくるのではないかという印象を持っている。」と四半期制度導入時における感想が述べられた。

次いで本論では、四半期報告制度の概要説明の後、四半期会計基準及び適用指針の概要、非財務情報の開示の概要、そして最後に四半期レビュー基準の概要という流れで講演が行なわれた。

まず、「四半期報告制度の概要」に関しては対象会社、開示内容、提出期限等の説明があった。その中でも提出期限に関して「レビューの時間が必要となることを考えると、実務的にかなりタイトなスケジュールになるのではないか」と四半期制度導入に当たり一般事業会社のリスクが指摘された。

「四半期会計基準及び適用指針の概要」に関しては構成、四半期財務諸表の開示対象、開示対象期間等に関す

る一通りの説明に加え、四半期制度の留意点として季節変動等による四半期特有の会計処理を一部認めている点、年度開示と異なり株主資本等変動計算書が基本財務諸表にはなっていない点が述べられた。

また、四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の会計処理については、原則処理を中心に原価差異の繰延処理や税金費用の計算等の例外的な四半期特有の会計処理・簡便的な会計処理についても解説があった。

四半期決算手続と会計処理については貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの開示範囲に含まれる基本財務諸表ごとに表示に関する留意点が解説された。また、連結の範囲の変更・会計処理の原則及び手続の変更等、すなわち会計方針の変更等についても具体例に沿って解説がなされた。さらに、その他表示方法の変更やセグメント情報等の個別論点についても解説が行なわれた。

次に、「非財務情報の開示」、すなわち経理の状況以外の開示について、留意点及びポイント解説が行なわれた。

そして、「四半期レビュー基準の概要」に関しては四半期レビュー基準の構成及び特徴、監査と四半期レビューの異同、四半期レビューの目的を軸に、実際監査人がレビューで行なう監査手続やレビュー後の報告について説明並びに解説が行なわれた。

最後に、講師より以下のような趣旨の所感が述べられた。「四半期が導入されると、やるべきことが相当増える。特に第1四半期については、監査人が選任されて直ちにレビューが始まるため、レビュー契約を直ぐに結ばなければならない、レビュー計画も立てなければならない。第1四半期は非常にタイトなスケジュールになるのではないか。

四半期開示の必要性は、投資家の方に企業業績を的確に適時に示すことにあるが、企業内においても経営管理に必要な情報を適時に把握していく必要性の観点も重要だと思っている。

四半期報告の導入に当たっては様々な情報を、各部署や、連結グループ全体から適時に収集し、開示資料を作成できる態勢を作っていくことが一番大事ではないか。

また、まず四半期の会計方針を決め、連結会社に徹底させていくことを考えなければならないと思っている。

レビューについても、45日以内の提出という制約があるので、監査手続は年度と比べ軽減された形になっているが、誤りが発見されない場合は、会計士のリスクだが、それと共に企業の方にとっても非常なリスクになることが予測される。

そういう意味では開示書類を適正に作成するとともに、分析できる態勢を作っていただくこと、そして、適正な情報開示のために、内部統制報告制度が同時に導入され

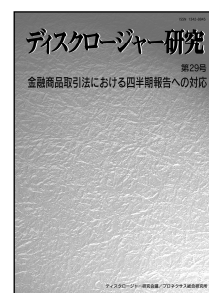
るというのは、そういう意味合いだと理解しているので、内部統制の構築を含めて四半期制度についても是非ご協力をお願いしたいと思っている。」

講演後、約15分ほどの質疑応答が行なわれ、第30回ディスクロージャー研究会議は無事閉幕した。

なお、詳しい講演内容につきましては『ディスクロージャー研究 第29号』に掲載されておりますのでご参照ください。



金子 裕子氏



政府刊行物センターにて販売中
定価2,000円

大阪証券取引所主催のIRセミナーに講師派遣。

2007年8月9日（木）、大阪証券取引所北浜フォーラムにて、ヘラクレス・クラブ勉強会と大証上場会社向けセミナーを兼ねたIRセミナーが開催され、当研究所から佐瀬主任研究員を講師として派遣した。当セミナーでは、「IRをめぐる最近の動向－IRツールへの展開事例を中心に」と題し、個人投資家・株主向けIRツールを中心にケーススタディ紹介を行ない、137名の参加があった。

2006年5月の会社法施行を始め、2008年4月1日開始事業年度から始まる四半期報告制度など、企業への情報開示要求は強まる一方である。そうした制度改正にも後押しされる形で、IR活動に積極的に取り組む企業が増えていることは、日本IR協議会が毎年実施している「IR活動の実態調査」の結果（2007年6月発表）にも見て取れる。特に、M&Aの活発化などを背景に、個人株主・投資家向けIR活動を課題と認識している企業が多い。しかし、効果の高い具体的手法については、各社が様々に模索しているのが現状であろう。

そこでセミナーでは、上場後まだ間もない企業から、すでに長らく上場企業としてIR活動を続けている企業まで、様々なステージにある約15社の個人投資家・株主向けIR活動のケーススタディを、各社なりの工夫状況も交

えて紹介した。

例えば、上場後1年程度の新興市場に属する企業では、専任スタッフも少なく予算も限られているため、必要に応じてパッケージ商品も活用し、IRサイトを中心に四半期ベースでの速報性を心がけた情報発信活動の事例を紹介した。また、何万人もの個人株主を抱える1部上場企業が、年4回発行する株主通信の紙面上で、自社の中期経営計画や新商品開発エピソードなどを個人株主にもわかりやすく解説している事例も取り上げた。さらに、大規模な経営統合を実施した企業が、経営統合発表直後から新体制でスタートするまでの期間に、どのようなストーリーで個人株主に経営統合の生み出す企業価値を解説していったかという特殊例も紹介した。企業の実務担当者を中心にした来場者の関心は高く、セミナー終了後も、活発な質問が寄せられた。

なお、8月22日（水）には、大阪証券取引所の東京支社でも同テーマでの少人数セミナーが「株式公開道場」の一環として開催され、同様に当研究所から講師を派遣した。

研究所の活動状況

年 月	活 動 内 容
2006年10月 1 日	プロネクス総合研究所開設
11月28日	プロネクス総合研究所開設記念フォーラム開催 総合司会：青山学院大学大学院教授（プロネクス総合研究所顧問）多賀谷 充氏 挨拶：①株式会社プロネクス代表取締役社長 上野 守生 ②日本公認会計士協会会長 藤沼 亜起氏 ③慶應義塾大学教授（プロネクス総合研究所顧問）黒川 行治氏 基調講演：テーマ「会社法と内部統制」 弁護士 中村 直人氏 パネルディスカッション： テーマ「我が国企業の内部統制制度導入の現状と課題－2008年度の強制適用を踏まえて－」 コーディネーター 青山学院大学大学院教授 八田 進二氏 パネラー ・キッコーマン株式会社常務執行役員、経営企画室長 堀切 功章氏 ・株式会社東京証券取引所常務取締役、最高自主規制責任者 長友 英資氏 ・大和証券SMBC株式会社事業調査部長、シニアコーポレートアナリスト 引頭 麻実氏 ・太陽ASG監査法人代表社員 梶川 融氏 場所・時間：東京国際フォーラム ホールB 7 13：30～16：30 ＜参加者数1,003名＞
2007年 1 月22日	プロネクス総合研究所開設記念セミナー テーマ：新会社法における内部統制の実務 講 師：弁護士 家近 正直氏 場所・時間：大阪銀行協会本館 大ホール 14：00～16：00 ＜参加者数389名＞
2 月15日	財務報告に係る内部統制の解説セミナー開催（当社ディスクロージャー実務研究会と共催） テーマ：「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に係る実施基準」の解説 講 師：新日本監査法人・公認会計士、早稲田大学商学大学院教授 企業会計審議会 内部統制部会専門委員 持永 勇一氏 場所・時間：日本教育会館 一ツ橋ホール 13：30～15：30＜参加者数516名＞
3 月 1 日	第29回ディスクロージャー研究会議開催 第一部 テーマ：四半期財務諸表に関する会計基準の検討状況について 講 師：株式会社東京証券取引所証券広報部長、公認会計士 企業会計基準委員会 四半期会計基準専門委員会専門委員 新井 武広氏 第二部 テーマ：四半期レビュー基準の検討状況について－監査との違い及び国際基準との比較を中心に 講 師：新日本監査法人・公認会計士、前金融庁企業開示課企業会計専門官 金子 裕子氏 場所・時間：マツダ八重洲通りビル マツダホール ＜参加者数225名＞
3 月29日	第 1 回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題：研究会設置にあたって 場所・時間：当社会議室 18：30～20：30

年 月	活 動 内 容
4月2日	プロネクサス総合研究所サイト リニューアルオープン
4月23日	「会社法施行後 事業報告書データ集」(2006年5月～10月決算・中間決算分)発行 ※5月14日 税務研究会「経営財務」No. 2819に寄稿
6月7日	第2回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題：四半期報告制度等に係る内閣府令(公開草案)について 場所・時間：当社会議室 18:30～21:00
6月13日	第3回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題：Ⅰ. 四半期報告制度等に係る内閣府令(公開草案)に対する意見表明について Ⅱ. 研究報告「開示制度に関する国際比較」 Ⅲ. 研究報告「リスク情報の開示制度と開示実態」 場所・時間：当社会議室 18:30～21:00
6月14日	「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案」(四半期報告制度等に係る公開草案)に対する意見書を、金融庁に提出
8月2日	第4回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題：ASBJ「過年度遡及修正に関する論点の整理」について 場所・時間：当社会議室 18:30～20:45
8月9日	大阪証券取引所主催「ヘラクレス・クラブ勉強会(8月)」兼「OSEセミナー」に講師派遣 テーマ：IRをめぐる最近の動向－IRツールへの展開事例を中心に－ 講 師：プロネクサス総合研究所 主任研究員 佐瀬 あかね 場所・時間：大阪証券取引所ビル 北浜フォーラム 15:00～16:30
8月22日	大阪証券取引所主催 第28回「株式公開道場」に講師派遣 テーマ・講師：同上 場所・時間：大阪証券取引所 東京支社 会議室 15:00～16:30
8月24日	第30回ディスクロージャー研究会議開催 テーマ：金融商品取引法における四半期報告への対応 講 師：新日本監査法人・公認会計士、前金融庁企業開示課企業会計専門官 金子 裕子氏 場所・時間：虎ノ門パストラル新館「鳳凰の間」 13:30～16:00 <参加者数426名>
9月21日	第5回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題：ASBJ「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する意見表明について 場所・時間：当社セミナーコーナー 18:30～20:30
9月26日	「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する意見書を、ASBJに提出
10月25日	「年次報告書等データ集」(2006年11月～2007年3月決算・中間決算分)発行 ※11月29日 BUSINESS WIRE社経由でリリース配信

【編集後記】

当研究所が発足して、早くも1年が経過した。昨年11月に当研究所の開設記念フォーラムを実施し、その講演録を「研究所レポート」創刊号として本年2月に発行した後、活動報告を兼ねた第2号がようやく刊行の運びとなった。いまだ試行錯誤を繰り返している段階であるが、今後は、当レポートをディスクロージャー分野での有益な情報発信の場、各種実務研究等の発表の場として充実させていきたい。

また、研究所としても、「企業ディスクロージャーに関する基礎研究と実務研究を行い、その成果等を社会に還元することにより、資本市場の発展に貢献する」という設立の目的を、名実共に果たせる組織となるよう、地道な努力を積み重ねていきたい。

研究所レポート
第2号

2007年11月発行

©編集・発行 プロネクス総合研究所
株式会社プロネクス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

〒105-0003

東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル

電話 (03)5777-3032

<無断転載・複写を禁ず>

研究所 レポート

プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

〒105-0003

東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル

TEL : 03-5777-3032